

(補足資料)

キャリアアシスタント制度利用調整基準

項目	詳細	点数
未就学児	キャリアアシスタント制度利用開始予定日時点で、小学校入学前の子ども	3点 (子ども1人あたり)
小学生	キャリアアシスタント制度利用開始予定日時点で、小学校在学の子ども	1点 (子ども1人あたり)
配偶者の就労	配偶者が月12日以上48時間以上の就労	3点
妊娠・出産	キャリアアシスタント制度利用開始予定日時点で配偶者の出産予定月から前後2か月	3点
介護・看護	2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族の生活支援や世話	3点
産休・育休明け	産休・育休明け復帰から1年以内	10点
ひとり親 単身赴任	母子世帯または父子世帯 または子どもと同居かつ、配偶者が単身赴任のため別居中	10点